

改正案			
店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン			
(略)			
【既存取引の取扱いについて】 (略)			
【固有商品識別子(UPI)及びデルタについて】 UPI(Unique product identifier)及びデルタは、国際動向等を踏まえて令和6年4月1日からの報告事項には含めていなかったが、内容が確定したことから、令和7年4月7日より取引情報蓄積機関等に対し提供すること。			
(略)			
別紙1 報告事項の定義及び解釈			
報告事項 一覧			
(略)			
Data Element Name	データ要素名	Source	
1~42 (略)			
43	Delta	デルタ	CDE
44~106 (略)			
107	Unique product identifier	固有商品識別子(UPI)	CFTC
108~138 (略)			
(削除)			
(削除)			
(略)			
表の見方 (略)			
許容値の見方			
許容値	意味	補足説明	例
(略)			
Num(25.5)	(略)	長さは固定されていないが、小数点以下5文字までを含む。合計25文字までの数字に制限されている。 10進数の後に5桁を超える数値がある場合は、報告を行うカウンターパーティは端数を切り上げる。	1352.67 12345678901234567890.12 1234567890123456789012.123 1234567890123456789012345 12345678901234567890.12345
(略)			
(略)			
(略)			
CFTC: CFTC Technical Specification Parts 43 and 45 swap data reporting and public dissemination requirements <a href="#">March 1, 2023 Version 3.2</a>			
(略)			
(略)			

現行			
店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第4条第1項で定める作成・保存・報告事項ガイドライン			
(略)			
【既存取引の取扱いについて】 (略)			
(新設)			
(略)			
別紙1 報告事項の定義及び解釈			
報告事項 一覧			
(略)			
Data Element Name	データ要素名	Source	
1~42 (略)			
(新設)			
44~106 (略)			
(新設)			
108~138 (略)			
138	Package indicator	パッケージインジケータ	CFTC
※デルタ及びUPIは2024年4月1日時点での報告事項には含まれていない。今後の国際動向を踏まえて内容や遡入時期等については決定するが、デルタは事項43、UPIは事項107に記載する予定のため、事項43,107は欠番としている。			
(略)			
表の見方 (略)			
許容値の見方			
許容値	意味	補足説明	例
(略)			
Num(25.5)	(略)	長さは固定されていないが、小数点以下5文字までを含む。合計25文字までの数字に制限されている。 10進数の後に5桁を超える数値がある場合は、報告を行うカウンターパーティは端数を切り上げる。	1352.67 12345678901234567890.12345 1234567890123456789012345 12345678901234567890.12345
(略)			
(略)			
(略)			
CFTC: CFTC Technical Specification Parts 43 and 45 swap data reporting and public dissemination requirements <a href="#">September 30, 2021 Version 3.0</a>			
(略)			
(略)			

Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
1~6 (略)							
7		Counterparty 1 (reporting counterparty)	取引当事者1 (報告主体)	(略)	(略)	CDE	2.6
Branch LEI(支店のLEI)での報告は不可。							
8		Counterparty 2	取引当事者2	(略)	(略)	CDE	2.7
LEIを取得できない場合には、仮LEIを許容。 当事者特定のため、仮LEIは、任意の一意の英数字である必要がある。 付番例 【金融機関の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+相手先BICコード 【事業法人・個人等の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+一意の英数字(金融機関内の管理番号等) ファンドLEIがまだ取得できていない場合は、信託銀行はファンドの仮LEI(信託銀行LEI+一意の英数字)を取引先金融機関に共有する。 金融庁告示第105号に規定されている清算機関と取引をした場合には清算機関のLEIを記入。 Branch LEI(支店のLEI)での報告は不可。							
9~18 (略)							
19		Confirmed	コンファメーションの有無	(略)	(略)	CDE	2.18
紙コンファメーションで照合状況の把握が困難の場合には、契約合意(DONE)をもってコンファーム(YCNF)として報告することを許容。ただし、DONE後に速やかにコンファームとなる態勢が整備されている場合に限る。 紙コンファメーション合意まで期間を要することがあらかじめ判明している場合については、原則どおり、NCNF(未確認)で報告のうえ、合意後にYCNF(電子的でない)に変更することが必要である。 Confirmation Timestampの報告は任意。							
20~29 (略)							
30		Fixing date	Leg1,Leg2 確定日	(略)	YYYY-MM-DDThh:mm:ssZ(UTC)	CFTC	54
システムの制約等により時間(時・分・秒)までの把握が不可能の場合には、時間以下を「00」とすることを許容。ただし、把握できる時間までは報告すること。例えば、秒が把握できない場合は、分までを記載し、秒を「00」と報告。							
31~42 (略)							
43		Delta	デルタ	原資産の価格の変化に対する店頭デリバティブ取引の価格の変化の比率。	Num(25.5)	CDE	2.71
各金融機関の内部管理上の定義によることを許容。 オプション取引に限定し、スワップ取引は報告対象外とする。 令和7年4月7日より報告する。(変更報告を行う場合を含む。)							
44~46 (略)							
47		Currency of initial margin posted	差し入れた当初証拠金の計上通貨	(略)	(略)	CDE	2.33
差し入れた当初証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
48, 49 (略)							
50		Currency of initial margin collected	徴求した当初証拠金の通貨	(略)	(略)	CDE	2.36
徴求した当初証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
51, 52 (略)							
53		Currency of variation margin posted	差し入れた変動証拠金の通貨	(略)	(略)	CDE	2.39
差し入れた変動証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
54, 55 (略)							
56		Currency of variation margin collected	徴求した変動証拠金の通貨	(略)	(略)	CDE	2.42
徴求した変動証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
57~106 (略)							
107		Unique product identifier	固有商品識別子 (UPI)	特定の店頭デリバティブ取引を表す一意の文字列。	Char(12) ISO 4914 Unique product identifier UPI付番機関であるDSBが決定。	CFTC	87
令和7年4月7日より報告する。(変更報告を行う場合を含む。)							
108~128 (略)							

Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
1~6 (略)							
7		Counterparty 1 (reporting counterparty)	取引当事者1 (報告主体)	(略)	(略)	CDE	2.6
8		Counterparty 2	取引当事者2	(略)	(略)	CDE	2.7
LEIを取得できない場合には、仮LEIを許容。 当事者特定のため、仮LEIは、任意の一意の英数字である必要がある。 付番例 【金融機関の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+相手先BICコード 【事業法人・個人等の場合】 仮LEI=取引当事者LEI+一意の英数字(金融機関内の管理番号等) ファンドLEIがまだ取得できていない場合は、信託銀行はファンドの仮LEI(信託銀行LEI+一意の英数字)を取引先金融機関に共有する。 金融庁告示第105号に規定されている清算機関と取引をした場合には清算機関のLEIを記入。							
9~18 (略)							
19		Confirmed	コンファメーションの有無	(略)	(略)	CDE	2.18
紙コンファメーションで照合状況の把握が困難の場合には、契約合意(DONE)をもってコンファーム(YCNF)として報告することを許容。ただし、DONE後に速やかにコンファームとなる態勢が整備されている場合に限る。 紙コンファメーション合意まで期間を要することがあらかじめ判明している場合については、原則どおり、NCNF(未確認)で報告のうえ、合意後にYCNF(電子的でない)に変更することが必要である。							
20~29 (略)							
30		Fixing date	Leg1,Leg2 確定日	(略)	YYYY-MM-DD(UTC)	CFTC	54
31~42 (略)							
(新設)							
44~46 (略)							
47		Currency of initial margin posted	差し入れた当初証拠金の計上通貨	(略)	(略)	CDE	2.33
差し入れた当初証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
48, 49 (略)							
50		Currency of initial margin collected	徴求した当初証拠金の通貨	(略)	(略)	CDE	2.36
徴求した当初証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
51, 52 (略)							
53		Currency of variation margin posted	差し入れた変動証拠金の通貨	(略)	(略)	CDE	2.39
差し入れた変動証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
54, 55 (略)							
56		Currency of variation margin collected	徴求した変動証拠金の通貨	(略)	(略)	CDE	2.42
徴求した変動証拠金の通貨は、ヘアカット前、ヘアカット後それぞれで報告する。							
57~106 (略)							
(新設)							
108~128 (略)							

Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
129		Contract type	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>CFDS = Financial contracts for difference</li> <li>FRAS = Forward rate agreements (削除)</li> <li>FORW = Forwards</li> <li>OPTN = Option</li> <li>SPDB = Spreadbet</li> <li>SWAP = Swap</li> <li>SWPT = Swaption</li> <li>OTHR = Other</li> </ul>	ESMA	10	
130~138 (略)							
(削除)							

別表1 Day count convention (事項27関連)

許容値	ISO20022上の名称	ISO20022上の定義	FIX / FIXMLコード値	FIX / FIXMLコード値説明	FIX / FIXML上の定義	FpMLコード	FpML上の定義
A001~A005 (略)							
A006	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ISDA定義集(2021年版)セクション4.6「デイクウント・フラクション」パラグラフ(m)、又はISDA定義集(2006年版)セクション4.16「デイクウント・フラクション」パラグラフ(c)にもとづく。このデイクウント・フラクション・コードは、ISDA定義集(2021年版)、又はISDA定義集(2006年版)にもとづき計上された取引に適用される。ISDA 2000年定義集にもとづく取引については、代わりにACT/ACTISMAコードを使用すべきである。分数は、「経過日数/年間の日数」(各用語については、国際資本市場協会の法規、細則、規則及び勧告(ICMAルールブック)のルール251の定義に従う)に相当し、1998年12月31日以降に発行されたUSD以外の通貨建て普通社債・転換社債に適用されるICMAルールブックの規則251に従って、債券に係るクーポンがあたかも利息の支払いが行われる計算期間又は複利計算期間に対応する利息期間について計算されているかのように計算される。
A007~A014 (略)							
A015	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	固定・変動額は、1998年12月31日以降に発行された普通社債及び転換社債に適用される。1999年4月に公表された国際証券市場協会の法規、細則、規則及び勧告のルール251に従って、当該固定・変動額が上記債券のクーポンであるかのように計算される。このデイクウント・フラクション・コードは、ISDA 2000年定義集にもとづき計上された取引に適用される。ISDA定義集(2021年版)、又はISDA定義集(2006年版)にもとづく取引については、代わりに「ACT/ACT.ICMA」コードを用いるべきである。
A016, A017 (略)							
A018	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ISDA定義集(2021年版)セクション4.6「デイクウント・フラクション」パラグラフ(a)にもとづく。支払が行われる「計算期間」又は「複利計算期間」の営業日数を、252で除した値。
A019 (略)							
A020	(略)	当事者がデイクウント・フラクションを1/1と指定した場合、該当する金額を計算するに当たって、「1」は単に該当するデイクウント・フラクションとして計算に反映される。ISDA定義集(2021年版)セクション4.6「デイクウント・フラクション」パラグラフ(i)、又はISDA定義集(2006年版)セクション4.16「デイクウント・フラクション」パラグラフ(a)も参照のこと。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
NARR (略)							

※FIX / FIXML上の定義、FpML上の定義についてはISDA定義集(2021年版)も参照すること。

別表2~5 (略)

別紙2 (略)

Data Element Name	Leg1,Leg2	データ要素名	データ要素の定義	許容値	備考	Source	#
129		Contract type	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>CFDS = Financial contracts for difference</li> <li>FRAS = Forward rate agreements</li> <li>FUTRS = Futures</li> <li>FORW = Forwards</li> <li>OPTN = Option</li> <li>SPDB = Spreadbet</li> <li>SWAP = Swap</li> <li>SWPT = Swaption</li> <li>OTHR = Other</li> </ul>	ESMA	10	
130~138 (略)							
139		Package indicator	パッケージインジケータ	取引がパッケージ取引の一部であるかどうかのインジケータ。	真偽二択 (Boolean: True or False) ・パッケージ取引 True ・パッケージ取引以外 False	CFTC	45

別表1 Day count convention (事項27関連)

許容値	ISO20022上の名称	ISO20022上の定義	FIX / FIXMLコード値	FIX / FIXMLコード値説明	FIX / FIXML上の定義	FpMLコード	FpML上の定義
A001~A005 (略)							
A006	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	ISDA定義集(2021年版)セクション4.6「デイクウント・フラクション」パラグラフ(m)、又はISDA定義集(2006年版)セクション4.16「デイクウント・フラクション」パラグラフ(c)にもとづく。このデイクウント・フラクション・コードは、ISDA定義集(2006年版)にもとづき計上された取引に適用される。ISDA 2000年定義集にもとづく取引については、代わりにACT/ACTISMAコードを使用すべきである。分数は、「経過日数/年間の日数」(各用語については、国際資本市場協会の法規、細則、規則及び勧告(ICMAルールブック)のルール251の定義に従う)に相当し、1998年12月31日以降に発行されたUSD以外の通貨建て普通社債・転換社債に適用されるICMAルールブックの規則251に従って、債券に係るクーポンがあたかも利息の支払いが行われる計算期間又は複利計算期間に対応する利息期間について計算されているかのように計算される。
A007~A014 (略)							
A015	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	固定・変動額は、1998年12月31日以降に発行された普通社債及び転換社債に適用される。1999年4月に公表された国際証券市場協会の法規、細則、規則及び勧告のルール251に従って、当該固定・変動額が上記債券のクーポンであるかのように計算される。このデイクウント・フラクション・コードは、ISDA 2000年定義集にもとづき計上された取引に適用される。ISDA定義集(2006年版)にもとづく取引については、代わりに「ACT/ACT.ICMA」コードを用いるべきである。
A016, A017 (略)							
A018	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	支払が行われる「計算期間」又は「複利計算期間」の営業日数を、252で除した値。
A019 (略)							
A020	(略)	当事者がデイクウント・フラクションを1/1と指定した場合、該当する金額を計算するに当たって、「1」は単に該当するデイクウント・フラクションとして計算に反映される。ISDA定義集(2006年版)セクション4.16「デイクウント・フラクション」パラグラフ(a)も参照のこと。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
NARR (略)							

(新設)

別表2~5 (略)

別紙2 (略)